

新潟市横越出張所 飲料自動販売機設置業者募集要領

1 目的

この要領は、新潟市横越出張所において、主に施設利用者が利用する飲料自動販売機（以下、「自動販売機」という。）の設置予定業者を公募型見積合せにより選定するため、必要な手続きを定めるものです。

自動販売機設置業者（以下、「設置業者」という。）の募集に参加される方は、この要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申し込みください。

2 貸付物件

新潟市江南区横越中央 1 丁目 1 番 1 号

新潟市横越出張所 1 階フロア 1 台（別紙位置図参照）

※詳細は仕様書のとおり

3 設置方法

自動販売機は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号、新潟市公有財産規則等に基づき、賃貸借契約（以下「貸付」という。）により設置するものです。

4 貸付期間（予定）

令和 7 年 12 月 15 日から令和 12 年 12 月 14 日まで（5 年間・更新なし）

5 応募資格

入札参加資格者名簿（業務委託）に登録があること。

6 応募方法

（1）受付期間（見積書提出期限）

公募の日から令和 7 年 11 月 21 日（金）午前 10 時まで

（12 月 29 日から 1 月 3 日まで及び土日・祝日を除く）

（2）受付場所

新潟市江南区泉町 3-4-5

新潟市江南区役所 地域総務課 総務・管財グループ（2 階 33 番窓口）

電話：025-382-4519（直通）

（3）提出方法

指定の見積書様式に所定事項を記入、押印のうえ、直接ご持参ください。郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。

(4) 提出書類

- ① 貸付料（貸付単価）見積書
- ② 設置する自動販売機のカタログ（寸法，消費電力等機能が確認できるもの）
なお，設置予定業者を選定した時点で，その業者に「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」の提出を求めます。

(5) 留意事項

- ① 見積金額は，消費税及び地方消費税を除いた金額で，売上額 100 円に対する貸付料（貸付単価）を小数点以下第 2 位まで記入してください。
- ② 見積書の文字や金額が不明瞭で判読できないもの，金額を訂正したもの，記名・押印のないものは無効とします。
- ③ 見積書の返却は行いません。

7 見積合せの注意事項

- (1) 業務履行が困難と判断できる高額の前払料での落札の場合は，費用，履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果，履行困難と判断した場合は，失格とする場合があります。
- (2) 見積書提出後に辞退する場合は，書面で届出するものとします。
- (3) 設置機械は，5 年以内に製造されたものとします。ただし，中古品の場合はクリーニング済みの機械を納品することとします。

8 設置予定業者の選定

(1) 見積合せ日時

令和 7 年 11 月 21 日（金）午前 10 時 30 分

なお，応募者の立会いを求めないものとします。

- (2) 見積合せを行い，最高金額をもって有効な見積を行った応募者を設置予定業者として選定します。設置予定業者は，公有財産貸付申請を行い，本市と賃貸借契約を締結し，正式な設置業者となります。
- (3) 設置予定業者を選定したときは，直ちにその旨を設置予定業者に通知するとともに速やかに公表します。
- (4) 設置予定業者となるべき同価の見積をした者が 2 人以上あるときは，指定した日に，当該見積者にくじを引かせて設置予定業者を選定します。

9 設置予定業者の選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は，設置予定業者としての選定を取り消します。

- (1) 指定する期日までに貸付申請の手続きを行わなかったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき

(3) 設置予定業者が応募者の資格を失ったとき

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者としてふさわしくないと本市が判断したとき

10 設置業者が設置を辞退した場合

設置業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置業者の次に高い金額をもって有効な見積を行った参加者を設置予定業者とし、新たな設置予定業者を決めることができます。